

社会福祉法人梶の葉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人梶の葉会の役員等の報酬について定めるものである。

(対象者)

第2条 この規程の対象者は、当法人の評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員とする。

(報酬の範囲)

第3条 理事長が会議を招集した場合、定款第8条及び定款第21条により費用代償をする。

2 役員が会議に出席した時の出席1回の費用代償額は次の通りとする。

理事、監事は、理事会及び評議員会に出席の場合、5,000円

評議員は、評議員会及び理事会に出席の場合、3,000円

評議員選任・解任委員は、評議員選任・解任委員会、理事会及び評議員会に出席の場合、3,000円

監事が、監事監査の場合、5,000円

監事が、指導監査等の立ち会いの場合、3,000円

附則 この規程は、平成21年12月 1日より施行する。

この規程は、平成23年12月 1日より施行する

この規程は、平成28年 4月 1日より施行する

この規程は、平成29年 2月 1日より施行する